

学部等教員組織編制方針

歯学部

①専任教員数の遵守，教員の構成について
設置基準上必要となる教員数を踏まえた教員配置計画を基に，教員組織における年齢構成等のバランスを考慮しながら，「教育研究上の目的」の実現に資する適切な配置を行う。
②教育効果に配慮したクラス編成，専任教員の授業負担への配慮について
歯学部の教育研究の目的である，人格を陶冶して有為な歯科医師を養成するために，1 学年 128 名全員が歯科医師国家試験に合格することを目標とする。このため，均一で良質な教育を施す必要があり，全員を対象とした大クラスでの授業を基本とするが，実習や演習では，少人数でのチュートリアル学修での指導も行う。一方，成績のすぐれない学生に対しては少人数での補講や，個別対応も適宜行う。さらに，教科によって ICT ツールの利用が有効な場合は積極的に導入しながら専任教員の授業負担を軽減し，効率的な授業展開を促す。
③教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化について
大学設置基準に則り，歯科医師国家試験出題基準にある各学習領域に専任教員を配置する。臨床実習に当たっては個別の指導が必要であるため，専任教員に加えて教育診療医に専修医を配置して教育に当たるものとする。教員の責任については，FD 研修を充実させ，教科ごとに教科担当責任者を配置して教育に当たる。
④教員の資質向上について
ニーズの高い FD 講習会を定期的に企画し，教員の積極的な参加を促す。教員同士で匿名での授業参観を行うことで各教員の教育活動を客観的に評価し，その評価を基に個々の教員は自己点検を行う。
⑤その他，学部等として重視するポイントについて
歯科医師法ならびに医療法の改正を受け，共用試験に合格した学生による医業を通じた歯学教育の機会となる臨床実習の充実化を重視する。